

私学教職員は労組法を使いまくれ！

—クビを切られた私学非正規職員の闘い—

〇はじめに(自己紹介)

大椿裕子 (おおつばき ゆうこ)

1973年生まれ。1996年大学卒。いくつもの非正規労働を経て、2006年に兵庫県西宮市にある関西学院大学に障害学生支援コーディネーターとして就職。しかし上限4年の有期雇用を理由に、2010年3月末に雇い止め解雇に。大阪教育合同労働組合(教育合同)に加入し、主に労働委員会で闘うが全面棄却。その後、教育合同の専従として労働相談に従事。2016年、教育合同執行委員長に就任。2019年7月の参議院選挙に、社民党から全国比例代表として立候補し落選。現在、社民党全国連合常任幹事・社民党大阪府連合副代表・教育合同執行委員。

動画：大椿ゆうこ・やったらうじゃん！参議院選挙2019
<https://www.youtube.com/watch?v=dTeJKj8FXh4>



〇関西学院大学障がい学生支援コーディネーター雇い止め解雇事件

- ・2006年 障がい学生支援コーディネーターとして関西学院大学に就職
契約内容は1年ごとの更新で最長4年までの有期雇用 期限付き契約職員
給料・ボーナスは正職員に準じるが退職金はなし
⇒有期雇用であることに不安があったが、この分野の仕事はほぼ有期雇用だったため、この職種を選ぶなら有期雇用以外の選択肢はなかった。

課長から「大椿さんたちには申し訳ないけれど、ウチの労働組合は非正規は入れないから」と言われた
⇒ これがいかに差別的な状況であるか、その当時の私は理解できていなかった。
- ・2008年 3年目になり、他部署で雇用されている期限付き契約職員が、契約期間満了後も、嘱託職員として働き続けていることを知り、継続雇用の可能性を探るようになる。

2008年の秋頃から、部長・課長に相談し、彼らも継続雇用に向け、数回、人事課と協議の場を持った。
- ・2009年 年明け、部長・課長から「もう出来ることはない」と早々と白旗をあげられ、労働組合へ相談に。2月、大阪教育合同労働組合に加入、団交が始まる。団交拒否を受け、大阪府労委に不当労働行為救済申立を行い団交を再開。

大阪教育合同労働組合・・・1989年11月23日に結成。結成当時は、公立学校で働く教職員が中心。連合加入を決めた日教組と袂を分かち、本工主義ではなく、女性・未組織労働者・派遣パート・外国人労働者を組織する組合を目指して結成された。正規/非正規、公立/私学・大学・民間、国籍の違いを超えて、教育現場で働く労働者なら、誰でも1人から加入できる労働組合。とりわけ「正規と非正規が共に闘う労働組合」であることを、運動の軸軸にしてきた。現在では、私学・大学・民間の組合員が半数以上。正規組合員より、非正規組合員が増加傾向にある。

- ・2010年 団交を再開するも、3月末で予定通り雇い止め解雇に。4月1日入学式の日、正門前で就労闘争を実施。2011年5月、大阪府労働委員会命令→棄却。中労委に再審査申立。
- ・2012年 2012年11月中労委命令→棄却「契約終了に伴って雇い止めすることや、雇用形態の転換による継続雇用も行わないことは、職員の組合加入前から決まっていた法人の方針である」
- ・2013年 4月、改正労働契約法施行。無期労働契約への転換(労契法18条)・不合理な労働条件の禁止(労契法20条)などが盛り込まれた。

◇全労働者の約4割の非正規労働者を、労働組合から排除する労働組合は、「労働組合」と言えるのか？

◇なぜ、正規労働者と非正規労働者は一緒に闘えないと思うのか？

例① グーグル

2018年11月、幹部のセクハラ対応に抗議してストライキに突入。要求の中に、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇改善が含まれていた。

例② 映画「華氏119」/マイケル・ムーア監督

公立学校の教員や給食調理員・スクールバスの運転手たちが、組合執行部の生ぬるい妥結に業を煮やし、賃上げを求めてストライキに突入するシーンがある。執行部は、教員の賃上げだけで事を収めようとしたが組合員は納得せずストライキを継続し、要求を勝ち取った。その後運動は、全国へと波及していった。

◇しかし、団結は容易なことではない。格差と差別を率直に語り合うところから、連帯できる道をさぐる。

○私学の特徴

- ① 新基本採用が少ない
- ② 基本的に、契約期間上限2～3年の常勤講師・非常勤講師で採用
- ③ 本採用の可能性をチラつかせるが、採用されるのが極少数で、ほとんどは雇い止めになる
- ④ その結果、雇い止めを繰り返し、数年ごとに職場を渡り歩くことになる
- ⑤ 常勤講師・非常勤講師の場合、非正規であるがゆえに、職場での関係性が深まらず、情報も入りにくい
- ⑥ 職場に労働組合があっても、常勤講師・非常勤講師を組織していない組合が多い
- ⑦ 本採用されれば、公立学校のような異動はないという安定はあるが、それによって、特定の人物が職場で権力を持つ土壌を作りやすい
- ⑧ 独特な教育方針、独自の人事・労務に対する認識を展開する理事が多く見られる

○私学労働争議の事例

- ◇ 学校法人A学園 A高等学校 争議時期 / 2013年
雇用形態 …契約期間1年の非常勤講師(週4日勤務/16コマ)
問題… ①年度途中での契約解除
解決方法 …残りの契約期間の賃金を支払させた

労働契約法第17条 1

使用者は、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

- ◇ 学校法人B中学校高等学校 争議時期 / 2014～2015年
雇用形態…アルバイト(3ヶ月ごとの契約更新)図書館司書
賃金…800円/h 昇給なし 夏休み期間中無給 慰労金7～8万円/年
問題… ①2014年当時の最賃838円/h だっただにもかかわらず、時給が800円/h ②これまでは休憩時間分の

時給も支払われていたが、2014年7月から時給を850円/hに上げ、休憩時間分の賃金は支払わないことにすると
の通知あり。実質的な賃下げに。③これまで3ヶ月ごとの更新だったが、2014年7月から雇用契約が変更になり、
上限3年が盛り込まれた。(2013年4月改正労働契約法施行)

解決方法…①未払い賃金を支払わせた。②雇い止め解雇撤回にはならず解決金で和解。

◇ 学校法人大阪国際学園 大阪国際大和田中学校 争議時期 / 2017年～2019年

雇用形態…外国人の非常勤講師（英会話担当）

問題…①2017年雇い止めの不安を抱え組合に加入 ②コマ数削減で収入減(当初は週5日勤務の20コマ⇒15コマ⇒12コマ) コマ数が減ったのに、社会保険に入るために、勤務日4日間を維持しなければいけず、効率が悪い ③
非常勤講師のコマ数を減らしながら、ベネッセ・ベルリッツなどの民間会社に授業を委託。

解決方法… 団交で、2017年3月末での雇い止めは阻止、継続雇用を勝ち取る。しかし2018年、校長が突然授業
見学を行い、再度、雇い止めの不安を感じる。団交を開き、これまで行ったことのない授業見学をなぜ突然行ったのか
と質問すると、「授業力を評価するために実施するもの、生徒たちにより良い授業を提供するため」「本人を呼んで指
導・助言をすることに使う」と発言した後、「非正規については、当然次年度の雇用に関する資料となる」「6年目はより
慎重にならなければいけない」「無期雇用になるから」と発言し、2018年4月から実施される無期雇用転換に向け、雇
い止めを検討していると判断。団交によって継続雇用は勝ち取ったが、コマ数減に。コマ数減を減らすために、授業と
は別に、放課後、生徒が自由に参加できる英会話のクラスを用意させた。

◇ 学校法人天王寺学館 天王寺学館高等学校 争議時期 / 2018年～

雇用形態…週2日・3日勤務の講師、再雇用問題を抱えている正規が組合に加入

問題…①経営状況を理由に講師から非常勤講師への変更、のちの雇い止めを通告 ②残業代が1分単位で支払
われず、15分単位で切り下げられていた

解決方法…①2018年2月中旬に団交申入、2月27日に第1回団交・継続雇用する「辞められると困る」と回答したの
で、非常勤講師への変更・雇い止めは撤回に。2019年4月1日に無期雇用転換の申入を行い受理された。②労働
基準監督署に申告し、是正勧告が出され、残業代が1分単位で支払われることになり過去2年分の未払残業代も支
給された。

労働基準法 37 条

使用者が、労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合、その時間又はその日の労働については、通常の時
間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内で、それぞれ政令で定める率以上の率で計
算した割増賃金を払わなければならない。

◇ 学校法人スバルが丘学園 神戸第一高等学校 争議時期 / 2019年～

雇用形態…非常勤講師・講師・専任

問題…①部活動顧問等に伴う早出出勤、休日出勤残業に関して、公立学校出身の校長が、公立学校に適用される「給
特法」を持ち出し、残業代を支払わない。②雇い止め解雇を通告したのちに撤回、その変更理由も伝えられない

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）

教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しな
い代わりに、給料月額額の4%に相当する教職調整額を支給することを定めた法律。1971年施行。給特法によ
って校長は教員に勤務時間外の業務を命令することは出来ないが、以下4つの場合には校長は教員に勤務時
間外の業務を命令することができる。①職員会議 ②学校行事 ③緊急事態 ④実習 この中に部活動は
入っていない。文科省の見解は、「部活動指導は、教員の自主的なもの」。

現在の状況…学内での団交を拒否し、現在府労委で係争中、4月に審問

○まとめ